

第 45 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 51 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年2月2日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年10月15日 阿蘇郡南阿蘇村大字両併 地内 安全施設不備	個 人 (車両所有者)	15,965円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。